

重要

子ども食堂を実施しなかった月に係る理由書について

合理的な理由で子ども食堂を開催できなかった場合については以下をお読みいただき、該当する場合には別添「子ども食堂を実施しなかった月に係る理由書」を実績報告に添付して提出してください。

【基本的な考え方】

子ども食堂の開催は、本事業の基本事業（必須）となるため、毎月1回は、実施していただく必要があります。

合理的な理由が無く、実施しない月があった場合には、シート名「事業報告書」の「年間実施月数（実績）」欄に実施しなかった月数を差し引いて入力又は記入してください。この場合、補助基準額が実施した月数に応じて算定されます。

【例外的な取扱い】

ただし、参加する子どもや食堂スタッフへの感染症防止や借用施設が感染防止のため利用できないなどの合理的な理由により、基本事業である子ども食堂を実施できなかった月があるときは、別添「子ども食堂を実施しなかった月に係る理由書」（Word版）を本実績報告に添付して提出してください。

この場合、その月は、子ども食堂を開催したものとみなします。

「事業報告書」の「年間実施月数（実績）」欄には、その月を実施した月数に含め入力又は記入してください。

西東京市子ども若者部
子 ど も 家 庭 課